

化審法見直し合同WGにおける検討経緯

化審法見直し合同WGは、以下の通り4回の会合を開催し、制度の施行状況、課題、対策オプション等について整理を行った。

平成20年2月19日 第1回合同WG

テーマ：ライフサイクルにおける使用実態を考慮した化学物質管理

平成20年3月27日 第2回合同WG

テーマ：リスク評価の必要性と効率的実施方法

平成20年5月29日 第3回合同WG

テーマ：新規化学物質審査制度等のハザード評価方法の在り方

平成20年7月10日 第4回合同WG

テーマ：今後の化学物質管理の在り方

各回の議論の概要を以下にとりまとめる。

第1回合同WG：ライフサイクルにおける使用実態を考慮した化学物質管理

OWSSDの2020年目標を踏まえ、高ハザードが懸念される物質への対応を担保しつつ、今後、リスクベースでの化学物質の管理をどのように促進すべきか。
 ○そのために、サプライチェーンを通じて、どの様な情報をどの程度まで伝達させることが求められるか。

(1) 化学物質のリスクに応じた管理体系と安全性情報の伝達

- ・特に高い有害性が懸念される化学物質（高ハザード化学物質）への対応を担保しつつ、サプライチェーン全体において、リスクベースでの化学物質管理をどのように促進すべきか。
- ・国際的な動向にも対応しつつ、サプライチェーンにおける安全性情報の流通は如何にあるべきか。

【議論の概要】

- ・サプライチェーン全体における化学物質管理促進のため、化学物質の安全性情報を川上事業者から川下事業者に確実に伝えることが重要であり、その情報伝達手段としてはMSDSを活用することが基本。今後、MSDSの内容の充実、使い方、理解度の改善などが求められる、との認識が示された。

(2) 高ハザード化学物質の厳格な規制

- ・リスクベースの化学物質管理を推進する中で、高ハザード化学物質の管理はどうあるべきか。

【議論の概要】

- ・リスクベースの化学物質管理を推進する中で、高ハザード化学物質については引

き続き厳格な管理を行うべきとの認識が示された。

- ・一方で、POPs条約で許容される生産・使用については、第一種特定化学物質のエッセンシャルユースを認めることが適当であるが、日本独自のエッセンシャルユースがある場合はどのように考えるべきか。いずれにせよ、厳格なリスク管理措置（用途・量の確実な確認、環境排出量の把握、環境モニタリング、代替品の開発など）、セーフティネットの検討が必要との認識が示された。

（3）リスクの観点から懸念の高い化学物質の適切な管理

- ・リスクの観点から懸念の高い化学物質の管理制度は如何にあるべきか。

【議論の概要】

- ・リスクの観点から懸念の高い化学物質については、現行の第二種特定化学物質制度を有効に活用し、管理を進めていくことが重要との認識が示された。
- ・但し、規制を行うだけではなく、中小企業を含めたサプライチェーン全体でリスク管理を行う体制が求められるとの指摘もあった。

第2回合同WG：リスク評価の必要性と効率的実施方法

- リスク評価は様々な観点・レベルで実施されるものであるが、化審法におけるリスク評価とそのために必要となるデータ（ハザード、暴露情報）の種類及びこれらの収集方法は、国が担うべき役割（基盤整備・規制的観点を含む）を踏まえると如何にあるべきか。
- その場合、国際整合性や企業秘密性との関係を踏まえればどのようなデータ収集方法にすべきか。

（1）化審法におけるリスク評価の目的とその実施についての考え方

- ・化審法における、一般工業品としての化学物質を管理するためのリスク評価についての基本的な考え方はどうあるべきか。

【議論の概要】

- ・化審法におけるリスク評価は、まず、ばく露関連情報を収集し、その内容を踏まえてハザード情報を収集することが適切との認識が示された。
- ・リスク評価結果を段階的に行うのであれば、それぞれの結果が、化審法の措置を講じる上で、どのような判断に用いられるのかを明確にした上で仕組みを考えていく必要があるとの指摘もあった。

（2）リスク評価のためのばく露関連情報の収集

- ・適切なリスク評価のためばく露関連情報の収集はどのように行うべきか。

【議論の概要】

- ・ばく露関連情報としての製造・輸入量、用途情報については、リスク評価のための基本データであり、一定の要件を満たす物質については、事業者に届出を義務付けることを検討すべきとの意見が多かった。

- ・用途等の情報は、企業秘密に配慮しつつ、どの程度詳細な内容を求めるのか、スクリーニング段階と詳細評価段階とで分けて考えるべきとの認識が示された。
- ・詳細評価の精度を高めるには、P R T Rに基づく排出データ、環境中の実測データなどがあると望ましい。
- ・また、リスク評価の対象物質を同定するためには、C A S番号による取扱いを考えることが重要との指摘もあった。

(3) リスク評価のためのハザード情報の収集

- ・適切なリスク評価のためのハザード情報の収集の在り方、特に化学物質の上市後にハザード情報を収集することについて、どのように対応するべきか。

【議論の概要】

- ・上市後の化学物質についてリスク評価を実施する場合には、ばく露の大きさ（物質の製造輸入量）に応じてハザードデータ収集項目を充実させる必要がある。
- ・国際整合性の観点からも、S I D Sの必須項目を収集することを基本に考えることが適当であるとの意見の一方、詳細リスク評価にあたっては、長期毒性や吸入毒性等の情報収集の必要性があるとの指摘があった。
- ・また、Q S A R等の構造活性相関の利用可能性について指摘もあった。
- ・G H S分類結果の活用については、その判断根拠となる試験データの質との差に留意した上で利用を図るべきとの指摘もあった。

(4) 化審法におけるリスク評価の進め方

- ・化審法におけるリスク評価をどのように進めていくべきか。また、国と事業者の役割分担はどうあるべきか。

【議論の概要】

- ・化審法におけるリスク評価については、事業者による情報提供の下、国がリスク評価の役割を担うべき、リスク評価にあたっては、優先順位付けを行いつつ効率的に進める必要がある、との認識が示された。
- ・専門家による判断の余地も残した柔軟な制度とすべきとの指摘もあった。

(5) 国が収集した情報に関する企業秘密の取扱い

- ・化審法によって収集した情報は、どの程度まで企業（営業）秘密に該当するのか。その場合の取扱いはどのように行われるべきか。

【議論の概要】

- ・化審法に基づいて得られる企業秘密の扱いに関しては、情報公開法における開示・不開示に関する考え方を基本とすべきであるが、個別企業の生産量等の扱いについては、独禁法との関係にも留意する必要がある、との認識が示された。
- ・ハザードデータについては、社会で共有すべき財産であり、またQ S A R等の精度向上にも資することから、企業の財産権の保護にも留意しつつ、より詳細なエンドポイント情報、試験方法などについても公開を望むとの意見もあった。

第3回合同WG：新規化学物質審査制度等のハザード評価方法の在り方

- 化審法の新規化学物質審査制度（上市に際してのハザード評価方法）は、環境汚染の未然防止を図りつつ、国際整合化・合理化を図る観点からどのような問題点、改善策があるか（どのような制度の創設、運用面での改善策があり得るか）

（1）新規化学物質事前審査制度の在り方

- ・今後、上市後のリスク評価を重視していく必要がある中で、化審法の新規化学物質の事前審査についてはどう見直していくことが望ましいか。

【議論の概要】

- ・化学物質の管理は、事前審査と事後管理の両方を組み合わせて行うことが適切。
- ・これまでの新規化学物質に対する事前審査制度は有効に機能してきている。
- ・事前審査制度を維持しつつ、従来のハザード評価に加え、一定のリスク評価を組み込んでいくことに賛成、との認識が示された。

（2）少量新規確認制度、低生産量への特例、中間物等の確認制度の在り方

- ・化審法において、新規化学物質の届出対象外又は審査の特例扱いとなるこれらの制度の今後の在り方はいかにあるべきか。

【議論の概要】

- ・少量新規化学物質確認制度は、高機能化学品などに利用されている実態があり、技術革新の観点から効果的に利用されているとの指摘があった。
- ・これまでの申請実績（重複状況）と国際整合性を踏まえれば、1事業者あたりの数量を基準として管理することでもよいのではないか、との意見が多くあった。
- ・但し、申請者が重複するなどで、制度の趣旨から逸脱する懸念がある場合には確認を行わないなどの対策も検討することが必要との指摘があった。

（3）有害性懸念の低いポリマー審査の在り方

- ・各国で新規化学物質の届出対象外とされている有害性懸念の低いポリマー審査については、化審法においてどのように対応すべきか。

【議論の概要】

- ・有害性懸念の低いポリマーの審査については、一定の概念の中で手続きの合理化を図ることは妥当との意見が多くあった。
- ・懸念の低いポリマーの定義については、これまでの化審法の審査体系や各国の定義も踏まえつつ、科学的に確認を行うことが必要であるとの指摘があった。

（4）ハザード評価結果の開示

- ・新規化学物質のハザード評価結果の開示についてはどのように対応すべきか。

【議論の概要】

- ・新規化学物質のハザード評価結果の開示において、競争上の地位、国際整合の観点から、化学物質の一部分の構造を隠した総称名による開示は有効であるとの意見があった。

- ・他方、総称名を用いることの必要性が説得的ではないとの指摘や、一定期間名称を非公開とすることで十分ではないかとの意見があった。
- ・Q S A Rなどの開発に、名称と構造を公開して欲しいとの意見があった。
- ・また、情報は公開しつつ、企業の権利は知的財産の保護の観点から別の枠組みを用意すべきではないかとの意見もあった。

(5) 審査におけるQ S A R・カテゴリー・アプローチの活用

- ・化審法の新規化学物質の審査において、Q S A R・カテゴリー・アプローチをどのように活用していくべきか。

【議論の概要】

- ・Q S A R・カテゴリー・アプローチは、新規化学物質の試験結果を代替するための主要な手法とすることについては時期尚早ではあるが、開発・改良が進められており、今後活用していくべき重要な手法、との認識が示された。
- ・その他の手法との組み合わせにより実試験によるデータを補完することは可能であり、まずは、少量新規化学物質、低生産量化学物質の審査、既存化学物質のスクリーニングなどから活用を検討し、実際に利用を進めることにより、精度を高めていくことが重要であるとの指摘があった。

(6) 環境中への残留可能性に関する考え方

- ・化審法では、難分解の性状を有する化学物質によるリスクを規制対象としているが、環境中への残留可能性については、どのように考えることがより合理的か。

【議論の概要】

- ・現在審査規制の対象となっていない良分解性の化学物質についても、化審法の対象とすべきではないかとの意見の一方、他法令による規制の有効性に鑑み、化審法ですべての化学物質の管理を扱う必要はないとの意見もあった。
- ・上市後の化学物質の管理・規制措置を講じる必要性を含め、化学物質の環境中の残留性について検討をする必要がある、との指摘があった。

(7) ナノマテリアルの取扱い

- ・ナノテクノロジーの発展に伴い、ナノ領域での粒径や形状をコントロールして製造するナノマテリアルの開発が進んでいるが、これらについて、化審法でどのように対応すべきか。

【議論の概要】

- ・ナノマテリアルは、今後の活用に社会から大きな期待が寄せられており、作業現場におけるばく露対策を十分に行う前提で、現段階での過度な規制によりその芽をつみ取ることがないようにしてほしいという意見があった。
- ・現段階では、有害性の発現に関するメカニズムの研究、試験方法の開発等が実施されている段階であり、それらを踏まえ、化審法などによる具体的な試験や管理の在り方を検討できるようになることが望ましく、そのためにもできるだけ早い時期にこれらの結果が整理されるように研究・検討を行うことが現時点では重要である、との認識が示された。

第4回合同WG：今後の化学物質管理の在り方

- 国際的な取組とも調和しつつ、既存化学物質を含む市場に流通する化学物質を適切に管理するための我が国の政策はいかにあるべきか。
- その中で、有害性情報・曝露情報の収集も含めた国によるリスク評価・リスク管理措置を、今後、効率的かつ着実に実施していくためには、化審法が担う役割と具体的な方策（優先順位のつけ方、リスト化等）はどうあるべきか。

(1) 2020年目標を踏まえた化学物質管理の基本的な考え方

【議論の概要】

- ・WSSD2020年目標を化学物質管理の基本とすることについて賛成意見が示された。

(2) 段階的なリスク評価体系の構築

【議論の概要】

- ・環境へのばく露とハザードに関する既知見等による評価の結果、リスクが十分に低いとは判断できず更なる評価が必要となる「優先評価化学物質」を指定し、それについて追加的に情報を収集した上で更に段階的評価を進めていくというスキームは妥当との意見が多かった。
- ・事業者によるリスク管理の状況を反映させる柔軟な仕組みとすべき、産業界・国の作業負担を考慮し実効性のある枠組みとすべき、リスク評価スキームの明確化・優先評価化学物質のリストの早期作成が望まれる、などの指摘もあった。

(3) 段階的リスク評価体系における情報収集の在り方

【議論の概要】

- ・優先評価化学物質のリスク評価に関する事業者からの情報提供については、規制よりも企業との協力の下に情報収集する仕組みが適当であるが、最終的には、法的な強制力による担保を検討すべき、との議論があった。
- ・川上事業者から用途情報を収集することについては、用途が不明の場合の扱い、情報が間違っていた場合の責任などについて、丁寧な議論、ルール作りが必要との指摘がなされた。
- ・ハザード情報については、SIDSの必須項目からの的確な評価を行える人材が不足している、との指摘があった。
- ・また、有害性情報の報告義務を既存の知識も含め拡張することも必要ではないか、との指摘があった。

(4) リスクが高いと評価された化学物質に関するリスク低減措置

【議論の概要】

- ・最終的なリスク評価の結果、リスクが高いと評価された物質については、第二種特定化学物質制度等を用いて適切に管理すべき、との認識が示された。
- ・また、高ハザード物質については、エッセンシャルユースに留意しつつ、第一種特定化学物質として、引き続き厳格に規制すべき、との認識が示された。

(5) リスクに関する情報の公開と継続的な評価・管理の実施

【議論の概要】

- ・国は、収集したハザード情報、リスク評価結果等については、国際整合性にも留意しつつ、データベース等により、わかりやすく、かつ利用しやすい形で公開を進めるべき、との指摘があった。
- ・化学物質の安全性情報や、調剤中の有害な化学物質の含有状況等の伝達については、MSDSの活用により対応可能。但し、国際的な整合をとった上で情報の質のレベルアップが求められる、との認識が示された。
- ・成形品における情報伝達については、現在、業界の自主的な仕組みによる対応が進展しているとの報告があった。
- ・GHS表示に関する仕組み、消費者が扱う製品に含まれる化学物質に関する表示の仕組みの必要性も指摘された。

【その他の議論の概要】

- ・低懸念とするポリマーの定義、収集すべきハザード情報の範囲、ばく露評価の具体的な手法、スクリーニングの手法などの技術的な議論は、別途検討する必要があるとの指摘があった。
- ・見直しの方向性として、国際的な整合を図ることが重要との確認がなされた。
- ・化学物質の管理の在り方について、化審法の見直しに留まらず、基本法のような総合的管理の枠組みが必要との意見があった。これについては、化学物質のベネフィットを考慮する必要があることから、個別法による管理が必要であること、基本法制定のような方向性はあるものの、他法令との関係で不十分な点、不整合がある点などの検討を十分行った上で検討すべき将来的な課題であること、などの議論があった。

【別添】指摘事項（第1回～4回）

第1回合同WG検討テーマ：
ライフサイクルにおける使用実態を考慮した化学物質管理

(1) 化学物質のリスクに応じた管理体系と安全性情報の伝達

【合同WGにおける指摘事項】

- 「リスク」と「ハザード」の定義をはっきりさせるべき。
- M S D S は、化管法第1種・第2種指定化学物質及びG H S 対象物質を対象とすべき。
- M S D S の記述内容、活用方法、理解度等について改善が必要。
- サプライチェーン上の情報伝達手段として、事業者間のM S D S は定着しつつある。今後は中身の充実が望まれる。
- M S D S の検討に当たっては、現在化管法や労安法のM S D S が、中小企業も含めてどれだけ利用されているのか把握する必要がある。
- 情報伝達の議論は、化学物質・調剤と成形品で分けて議論すべき。
- 成形品中の化学物質は一般的にはリスクが少ないが、環境中に溶出するものは留意すべき。
- 産業界にとってM S D S と化審法は現在も無縁ではない。例えば、監視化学物質に指定された場合、取扱注意であることをユーザーに伝達する必要があり、それはM S D S に記載している。
- 化審法はすべての化学物質を対象としており、G H S に基づくM S D S について規定することに不自然はない。
- G H S については事業者間の情報伝達だけでなく、環境汚染の防止のためにも広く環境に排出される物質については、消費者の使用に関する物にラベルを付けることも必要。
- 成形品に関する情報伝達は、それぞれの業界のニーズに合わせて行うべき。
- リスク管理の強化がポイントであり、どのような場合に誰がどういうリスク評価をして、リスク情報を伝えるかを議論すべき。リスク評価のためには用途が重要で、国は各物質の用途に応じた排出量（率）のデフォルトを用意し、一定量を超える場合はばく露量に関する情報を川下に伝達するような仕組みを検討すべき。
- 用途について、例えば染料と言っても様々な使われ方がされているため、リスク評価に当たっては適切なグルーピングに加えて詳しい用途情報が必要。
- 川下における物質の使用状況に関する情報は、リスク評価に必要な情報であり、リスク評価を行う者に伝達される仕組みが必要。
- 化審法の審査で得られた情報を化学物質の適正管理、M S D S を通じた情報提供、他の制度における管理措置でも使えるような仕組み作りが必要。

(2) 高ハザード化学物質の厳格な規制

【合同WGにおける指摘事項】

- 高ハザード物質は、入り口で取り締まるべき。
- エッセンシャルユースについては、現行制度以上の弾力的な取扱いが望まれる。エッセンシャルユースを認める際には、実際の用途・使用量の確認、環境モニタリング等による環境の状況の確認、必要な場合にはさらなる制限・禁止を行うことができる仕組み、代替品の開発を担保することが必要。
- 第一種特定化学物質の環境モニタリングは、極めて高い感度が要求され、技術的コスト的に十分にできるか。
- 産業界としてエッセンシャルユースはあって欲しいが、同時に、過去のP C Bの事件も踏まえ、セーフティネットの議論も必要。
- エッセンシャルユースについては、条約の趣旨を踏まえ、5～10年の期限をつけて、代替物質の開発を求めるのがよい。
- 既存化学物質を一特に指定する場合は、エッセンシャルユースについて配慮が必要。技術上の指針の規定も活用し認めていくべき。また、現行法で「一般消費者の用に供される製品の製造・加工への使用」が認められないことになっているが、この解釈を明確にすべき。
- 審査の中で、変異原性が非常に高いというデータが提出されても、低生産量新規化学物質であるために何ら活用できないことがある。そのようなデータも、うまく生かしてリスク管理につなげるべき。
- 高ハザードの定義が化審法ではP B Tのみであるが、R E A C HではCMR等別の概念も入っている。今後、化審法の対象物質の範囲について再考する必要がある。
- 一監相当物質については、表示義務をかけてもよいのではないか。

(3) リスクの観点から懸念の高い化学物質の適切な管理

【合同WGにおける指摘事項】

- 化審法では水系のばく露が重視されているが、大気汚染の観点もある。自主的取組の化管法だけでなく、それと対にある大気汚染防止法や、水質汚濁防止法、廃棄物処理法なども考慮して考えるべき。
- 今は難分解性であることが前提となっているが、それでなくてもリスクがあるものもある。例えば、大気中に大量に放出されているトルエンなどは、良分解するために化審法ではハザードデータが収集されていない。難分解のフレームを今後どうしていくか課題。
- 監視物質について長期的なハザードを評価するための仕組みの整備が課題。
- 現行の二特制度の活用が重要。表示義務の違反に対して現在は勧告しかないが、それで十分であるか検討すべき。
- 規制を行うだけでなく、まずは適切な管理がなされるべき。中小企業などサプライチェーンのプレーヤーの自主的な管理を促進するためにはそのための

情報が必要であり、国がまずガイドを作っていくのが大事。

- 監視化学物質についてプライオリティ付けを行い、リスク評価を行う体制が確立していない。
- 監視化学物質について、どの程度環境モニタリングがなされているのか、明らかにした上で議論すべき。
- この審議会で食品衛生法や家庭用品規制法などがカバーする範囲に踏み込んでいくのは困難。それらの法に、化審法で得られた情報をどう伝達するかということが重要。
- 現在、労安法等の川上側と消費者関連法の川下側は分かれており、その情報をつなげる法律がない。その役目を担えるのは化審法しかないのではないか。

第2回合同WG検討テーマ： リスク評価の必要性と効率的実施方法

(1) 化審法におけるリスク評価の目的とその実施についての考え方

【合同WGにおける指摘事項】

- ばく露の大きさに応じてハザード情報を収集するのは合理的と考える。ただし、ハザードが強いものを規制する余地は残すべき。
- 化審法におけるリスク評価の目的は何か。上市後に有害性情報を提出させるために使うのか、提案が分かりにくい。ラフなリスク評価を行った結果に基づき、化審法で厳しい措置を行うことには反対。
- リスク評価は1回で終了するのではなく、情報を収集しながら段階的に行うものと考える。監視化学物質から特定化学物質への流れをどうするかについての議論が重要。
- 事業者によるインセンティブを高める観点で、用途を限定するなどの管理措置の結果、ばく露量が十分に減少した第二種特定化学物質については、第二種特定化学物質としての指定をはずすという措置があってもいいのではないか。
- ばく露情報については、業界としても提出していかなければいけないと認識している。
- ばく露情報の分析を行った後、ハザードデータを収集・分析する方が効率的。

(2) リスク評価のためのばく露関連情報の収集

【合同WGにおける指摘事項】

- 用途については、開放系か閉鎖系かがまず重要であり、開放系の場合は、環境中で分解されるかどうかが重要となる。企業秘密にも配慮しながら、ばく

露に関連する用途情報を収集することが重要。

- ばく露評価は類推できないので、最低限、製造・輸入量、用途情報が必要。無論、P R T R情報や環境モニタリング情報もあれば望ましい。
- 承認統計に基づく実態調査の回収率が低いのであれば、制度化するべきではないか。
- 廃棄段階におけるばく露を推定するのが難しいのではないか。
- 川下事業者がどのように化学物質を利用しているかについては、川上側である程度把握していると考えている。
- リスク評価を行っていくためにはC A S番号での調査が重要であるが、化審法の既存番号で行われている承認統計をC A S番号へ移行するのは大変な作業であり、法定義務とするなら相応のリードタイムが必要。
- C A S番号に移行する際の留意点として、反応生成物といった記載となっているものなど、物質が同定できない場合の対応法も考える必要。
- 用途等の必要な情報のレベルは、スクリーニング段階と評価段階で分けて議論するべき。
- 国が製造・輸入量や用途を把握するのは重要。製造量が一定以上の事業者にはそれらの届出を義務付けるべき。取扱量についても届出を義務付けるべき。
- P R T R制度の罰則を過料からより罰の厳しいものにしてはどうか。
- 製造・輸入量や用途の届出を義務づけることには賛成。廃棄の際における情報や、都道府県別の情報があるのは望ましいが、なくても詳細な用途情報があれば推計はできる。
- 詳細用途は企業秘密であるが、カテゴリーに分ける程度であれば提供可能。

(3) リスク評価のためのハザード情報の収集

【合同WGにおける指摘事項】

- M P Dはリスク評価を考えて作られたものではないため、S I D S情報を収集していくという方向性については同意する。G H S情報を利用する際には、元文献を確認する必要がある。
- S I D S必須項目は初期リスク評価のためのものである。別途、長期毒性情報を収集する枠組みが必要。
- 現在は水系のばく露を中心に評価しているが、詳細リスク評価のためには、吸入毒性等も考える必要があるのではないか。
- 将来的には、少量新規についてもQ S A Rの結果を踏まえて試験の実施を求めることがあり得るのではないか。
- 有害性調査指示を活用すべき。監視化学物質以外であっても指示を出せるようにする必要があるのではないか。
- (新規化学物質について) 低生産量についてはA m e s試験の実施を求めてはどうか。少量新規については、分解性及び蓄積性についてのQ S A Rの実施を求めてはどうか。
- どのような考え方でハザード情報等が収集されているのか、消費者にも分かりやすく説明してほしい。

- SIDS項目は化審法を前提として作成されていないため、ハザード情報の収集に関してSIDS項目ありきではないのではないか。
- GHS情報は分類結果であり、一次データとは質が異なるので扱いについて留意が必要。
- ばく露を考える上では、用途と生産量の情報はセットで考える必要がある。用途がカテゴリーでしか分からないのであれば、都道府県別の使用量データも必要。

(4) 化審法におけるリスク評価の進め方

【合同WGにおける指摘事項】

- 国が中心となってリスク評価を行い、事業者にも協力を頂くということをいいと考える。
- エキスパートジャッジメントも重要であり、杓子定規なリスク評価ではなく、柔軟性がある制度とするべき。
- 国がリスク評価を行うために、事業者から何の情報を提供する必要があるかを具体的に提示して議論するべき。
- REACHでは事業者に責務を負わせており、迅速にリスク評価を進めていく上では参考となるのではないか。国が評価を行う方が信頼性が高いということであれば、そのための情報提出義務を事業者に課すことを考えても良い。
- 自主的な取組を促進するような仕組み（データの買上げ、表彰、報奨等）を考えてはどうか。
- 国同士でハザード情報を共有することも検討してはどうか。
- 用途情報等の詳しいばく露情報があればより正確なリスク評価を行うことができ、不確実係数が小さくなるため、企業にもメリットがある。ハザード試験実施はお金がかかる一方、用途情報は既に企業が知っているもの。このことをよく踏まえて、企業は情報提供を考えてほしい。
- 必要なのは用途による排出係数の設定。それを国が作るか、企業が提供するか、という考え方方が重要。企業が提供するであれば、それを決めることが企業にとってインセンティブになるかもしれない。
- 受益者負担は当然であり、国だけでなく企業も一緒に取り組んでほしい。消費者側がどのような情報を必要としているかについても考慮していただきたい。
- 詳細な用途情報に関しては、川上と川下で完全に共有されておらず、産業側だけの取組ではまとめるのが難しいため、国が関与するべき。また、サプライチェーンの全員が参加する必要がある。
- すべての物質の安全性点検を行うことは無理なので、カナダのカテゴリー化のように、ばく露に基づく優先順位付けは重要と考える。
- Japan チャレンジプログラムでスポンサー企業がつかなかつた理由等を明らかにし、化審法改正の議論に反映していただきたい。

(5) 国が収集した情報に関する企業秘密の取扱い

【合同WGにおける指摘事項】

- 安全性情報は社会で共有するべき財産であり、エンドポイントの情報や試験条件については情報公開するべき。
- 完全な情報でなくてもいいが、安全性情報については公表してほしい。
- QSARはコストパフォーマンスの高いものであり、精度を上げていけば、より多くの人が活用できる。そのためにも、安全性情報につき、積極的な公開をお願いしたい。
- 事業者が企業秘密を申告する制度とすると消費者からは不信感が伴いがちだが、REACHで保護するべきとされている情報を非公開とすることでいいのではないか。
- 正確な製造量等の公表については、独占禁止法に関する懸念がある。
- 情報公開法では「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は不開示とされており、それに基づいて判断すればよいと考える。

(その他)

- ばく露に関して経路等どのように考えるのかについて概念がないのではないか。一般工業用の化学物質について、どの程度考えるべきなのか。
- ハザード情報については、国際調和や情報共有を積極的に推進するべき。
- リスク評価に当たっては、ばく露経路を考えることが重要。
- リスク評価に当たり、日本全国で考えた場合、局所における最高レベルで考えた場合、あるいは最高検出レベルで考えることが妥当なのかどうか、といった点に関し、判断をする段階でよく考える必要がある。
- 安全性データを公開することなど、化審法の中に情報公開についての具体的な判断や規定を入れるべき。
- 国際調和については日本も積極的に貢献するべき。
- ハザード情報の公開については、企業側も努力してほしい。
- どこまでリスク評価を行うかは、リスク評価を何のためにやるかと関連する。現行の化審法を改善するためにリスク評価を取り入れていくということであり、完全なリスク評価を目標とすることとは違うと思う。
- REACHをかんがみるに、現行化審法の微修正だけでいいのかどうか、議論するべき。
- 欧州化学物質庁のような組織で優先順位付けができればいいのではないか。
- 大気からの影響も議論に盛り込んでいただきたい。

第3回合同WG検討テーマ：

新規化学物質審査制度等のハザード評価方法の在り方

(1) 新規化学物質事前審査制度の在り方

【合同WGにおける指摘事項】

- 化学物質管理は、事前審査と事後管理を組み合わせて行うことが適切である。
- 上市後における化学物質のリスク評価を組み込んでいくことが一つのテーマになっているが、上市前に審査・規制をすることは重要であり、これまで新規化学物質から特定化学物質の指定がないことからも現在の事前審査は有効に機能していると言える。
- 市場に流通するすべての化学物質について、その数量等をどのように把握して事後の管理をしっかり行うのか、前提がはっきりしないと、どのような事前審査制度にするのかの議論ができない。

(2) 少量新規確認制度、低生産量への特例、中間物等の確認制度の在り方

【合同WGにおける指摘事項】

- 少量で製造・輸入される新規化学物質は高機能を持ったものが多く、技術革新の観点からは、少量新規確認制度は効果的。欧州でも一事業者当たり1トンまでは登録が不要であり、同様に一事業者当たり1トン以下であれば確認を受けて製造・輸入が可能となるような運用にしてほしい。
- 全国1トンという数量は、過去にリスク評価を行って決定した。複数の事業者から申出があった場合、又は構造が類似した化学物質が申請された場合等、環境残留性について検討する必要がある。
- 一事業者当たりの平均申出数量が300~500kg程度であることを踏まえると、一事業者当たりの申請にしても問題はないのではないか。
- 複数の事業者からの申出により全国1トン超を確認することとした場合、難分解性・高蓄積性の物質であれば懸念がある。QSARでチェックすることも一案。
- 一事業者当たり1トンとする場合、やはり全国での数量の上限が必要。一定量を超えたたら低生産量の届出を要求することなどが考えられる。
- 液晶関係で類似物質を多種類申出している例や、陰イオンの部分だけが異なる複数の物質の申出もある。今まで、少量新規確認制度で不確認はなかったが、今後は、このように制度の趣旨から逸脱する懸念がある場合にはQSARも参照しつつ、不確認という対応も検討すべき。また、数量が非常に少ないものについては、構造等を見なくてもよいのではないか。
- 低生産量制度は合計10トンまでの特例制度となっていることを考慮すると、少量新規物質の合計が10トンを超える場合には制度的な整合性がなくなるのではないか。
- 全国で1トン以下となっている現在の少量新規確認制度では、不確認はほとんどない。しかし、600kg~800kg程度で製造・輸入している新規先端物質が次年にどの程度製造・輸入できるのか分からないので、生産計画が立てられない。事業の見通しの観点からも、一事業者1トンとしてほしい。
- 低生産量制度の基準数量10トンは、年間の製造・輸入数量が10トン以下の化学物質については環境モニタリングで検出された実績がないことを踏まえて設定された。しかし、それで本当に安全であると言えるのか。これまで問題がなかったか確認するために、リスク評価をもう一度行う必要がある。

(3) 有害性懸念の低いポリマー審査の在り方

【合同WGにおける指摘事項】

- ポリマーは特定のものを除いて、過去の知見でかなり安定という結論が得られている。試験報告書の提出までは必要ないかもしれないが、最低でも有害性懸念の低いポリマーに該当することを示す物理化学的データ等は提出してほしい。
- ダイマー、トライマー等のオリゴマーになると、毒性が上がるものが中には存在する。そのようなものには注意が必要。
- この議論は、低懸念ポリマーを分子量や構造等から決定しようとしているため、化審法が定義する分解性・蓄積性とは必ずしも整合がつかない可能性がある。よって、低懸念ポリマーの定義には十分注意を払う必要がある。
- ポリマーの試験を純品で実施しているが、例えば溶媒を取り除くことにより重合が進んでしまい、現実が再現されていない可能性がある。ポリマーに限らず、界面活性剤と一緒に使用する、という用途の場合もあり、必要性に応じ、製品としてハザード試験を行う道も検討すべき。

(4) ハザード評価結果の開示

【合同WGにおける指摘事項】

- 安全性の情報を把握している者が製造・輸入を行うことができるよう、ハザード評価結果は開示するべき。ただし、フリーライドは防ぐ必要がある。
- 事業者の競争上の地位を損なうのが問題であれば、それに対して、名称の公示は、例えば5年といった期間で保護するか、公示はすぐに行うが総称名で保護するかのどちらが有効なのかを考えるべき。
- 「ある物質とある物質の反応生成物」という現在の開示の書き方よりは、総称名で開示するのがよいと考える。企業が納得すれば、3年後に開示でもよいのではないか。
- 米国等では総称名公示が許されており、日本では許されていない。このような状況では日本から情報が出て行ってしまうため、総称名公示の方が望ましい。なお、申請予定物質と既に総称名で公示されている物質との同一性が不明になることから、米国のように、届出予定物質が既に公示されているかどうかを行政に問い合わせができる仕組みを含めて整備できればよいと考える。
- QSARに関わっている立場から申し上げると、少しでも早く情報をいただき、QSARの発展に貢献したい。
- QSARの開発のためには新規化学物質の構造が特定できる名称が必要だが、この点については開示の議論と切り離してもよい。
- 新規化学物質に係る企業の権利を守るなら、知的財産権の中など別の方法で守ることも考えられる。名称等の情報は公開していくべき。

- 米国では秘密登録という制度があり、総称名すら公示されていないこともある。しかし、今回の議論は、審査を受けた上での総称名公示であるから、すべての詳細なデータを明らかにする必要はないのではないか。
- N G O 等が化学物質の安全性を自らチェックできるよう、名称とハザードデータはできる限り公開されるべき。
- 国際整合性を高めていくことには賛成。現行の公示まで 5 年というのは長すぎる。
- 既に公示されている物質についても、再度試験をする必要があるのか。欧州では、後発の人に当該物質が登録されていることを教える制度がある。日本も同様の制度を検討するべきではないか。
- 後発の人が、行政に聞けば当該物質が届出されているかどうかを教えてもらえる制度には意味がある。5 年間出せないということであれば、そのような制度を考える意義はある。

(5) 審査におけるQ S A R・カテゴリーアプローチの活用

【合同WGにおける指摘事項】

- 改良されては来たが、メインの手法とするには未だ不十分。ただ、現状でも活用できる部分については活用していく方向で検討すべき。
- 新規化学物質については既存の知見が少ないため、Q S A R を活用するのは今のところ難しい。
- 少量新規で適用していくのもよいのではないか。また、新規化学物質のデータが早く公開されればQ S A R の改良につながる。
- 現時点では、Q S A R の様々なモデルを組み合わせて検討することがよいのではないか。
- Q S A R は今後活用していくべき。産業界としても可能な限りデータを提出していきたい。
- 費用の問題、動物愛護等を考えれば、今後更に発展させないといけない。その際、実際には濃縮性のないものが濃縮性ありと判断されるのはよいが、その逆は困る。
- Q S A R と自動車の衝突実験モデルは考え方が同一。モデルを使えば実際に試験や衝突を起こさないで済む。現実の試験と組み合わせること等によって利用を進め、活用できるツールにしていくべき。
- 新規化学物質を開発していく初期段階で、Q S A R はスクリーニングとして利用されている。より信頼されるQ S A R にするためには、誰かが使用しないと進歩しない。最終的には判断材料となることを希望。そのためにも可能な限りデータを提供したい。

(6) 環境中への残留可能性に関する考え方

【合同WGにおける指摘事項】

- 化審法上は、良分解性の化学物質については対象外。発がん性物質などの管理を考えると、今後は、排出規制により対応するのか、あるいは化審法の対象にするのか検討するべき。
- 水生生物にとっては、ばく露経路が短いこともあり、分解を待たずに排出後すぐにはばく露されるという危険性もある。また、大気等水経路以外の経路や、光分解又は加水分解するような化学物質についても評価方法を検討するべきではないか。
- 化審法すべてを見ることは不可能。
- 良分解性物質でも、Japan チャレンジプログラムのように、相当量の製造・輸入が行われている物質であれば安全性情報を収集していくことも検討すべき。
- 化審法、化管法と法律を挙げると、縦割りになっていると感じる。どこかの間で落ちてしまうのではないか。
- 良分解性だから安全だという言い方はやめるべき。量が多ければ、分解が追いつかずには残留する。リスク評価を進めていく上では、良分解性かどうかだけでなく、排出量についても考慮する必要がある。1,000 t を超えた規制対象とするシステムも考えられる。
- 化審法で良分解性の物質を規制することまでは必要ないかもしれないが、上市後のリスク評価の対象として考え、情報収集していくことは重要ではないか。

(7) ナノマテリアルの取扱い

【合同WGにおける指摘事項】

- ナノマテリアルは、次世代LSI や燃料電池への応用に多くの期待が寄せられており、その芽を摘み取ることのないようにしてほしい。厚生労働省から作業現場におけるばく露防止のための対応について通知が出されたところであり、これに基づく対応を徹底していく。
- ナノマテリアルは形状だけの問題なのか、表面積の問題なのか、問題点を整理した後で、化審法が現在カバーできているのかを見るべき。検討会等での今後の取組を踏まえ、化審法の枠の中で何をしていくかを検討すべき。
- 社会として、ナノマテリアルへの期待がある。問題は、メカニズムが分からないと試験法も確立できないということ。現在は化審法で規制できる状況ではない。
- ナノマテリアルの安全対策に関する研究調査をきちんと進めていってほしい。

第4回合同WG検討テーマ： 今後の化学物質管理の在り方

(1) 2020年目標を踏まえた化学物質管理の基本的な考え方

【合同WGにおける指摘事項】

- 第三次環境基本計画では、目標設定を2025年頃とぼやかした形にしているが、国際合意に基づいて2020年と明示すべき。
- 2020年目標に向けてどのようにリスク評価をしていくのか、総合的に考えて行くべき。
- 2020年目標は、農薬等も含めた化学物質の総合的な管理によって達成すべき。

(2) 段階的なリスク評価体系の構築

【合同WGにおける指摘事項】

- 事前審査と事後管理の考えから言っても、優先評価化学物質を基本としたスキームは結構である。低リスクの化学物質も評価の対象から除外するのではなく、必要があれば、更なるリスク評価の対象になるので本制度に賛成。
- 優先評価化学物質に指定されても、企業の管理により生産量が減少する等の状況により、リストから外れることもあるという柔軟な仕組みにすべき。
- 製造・輸入量を毎年集めると、毎年リスク評価が出来、常にリスクを見直せることとなり、予防的なスキームとなるが、産業界・国ともに作業負荷が大きい。仕組みとしてはよいが、実効性のあるリスク評価の枠組みが作られるのであればいい制度だと思う。
- サイクルはいいが作業が多くなる。毎年届け出る必要はなく、5年に1度程度でもよいのではないか。また、裾切り等、過度な作業を生まないよう、現実的に考えるべき。
- 毎年この作業を行うのが大変だとは思うが、リスクを監視するのであれば製造量等は毎年把握すべき。
- P R T R の対象物質であれば、すでに管理されているものなので、ばく露量を出すことはそれほど困難ではないと思う。
- R E A C H は量だけで差をつけているが、ハザードと製造量等に応じてリスク評価するのは企業にとってリーズナブルである。
- 二監三監と優先評価化学物質との関係も明確にしていくべき。
- 二監三監はハザード評価に基づいて決まるが、優先評価化学物質はリスク評価によって決まるので、異なる制度と考えるべき。
- 環境中に残っている物質が難分解性であるという考え方方が科学的に納得できない。用語には留意してほしい。
- リスクベースに移行するなら、良分解であってもリスク評価の対象に挙がるのではないか。
- 「一定数量を超えて」とあるが、この線引きは現行の化審法でも問題視された点であり、今後どう決めていくかは議論が必要。
- リスク評価の負荷を低減するために、リスク評価の方法について、ある一定のわかりやすいやり方を提示して欲しい。
- 2020年目標との関連で、優先評価化学物質のリストがいつ作られるのか明確にして欲しい。
- 優先評価物質リストの作り方は、ばく露の観点から製造量も含めてきちんと考えて欲しい。

(3) 段階的リスク評価体系における情報収集の在り方

【合同WGにおける指摘事項】

- 詳細な用途情報の収集は難しいだろう。用途情報収集のためのルール作りが必要。R E A C H の S V H C の情報伝達の仕組みと整合したものにすべき。
- 優先評価化学物質ごとに現状把握している用途はW e b に公開し、それ以外の用途について報告するよう求めれば効率的かと思われる。
- 詳細な用途情報の収集については、詳細な用途がわからない場合の扱い、間違っていた場合の責任などについて丁寧に議論し、明確化する必要がある。
- 「一定の法的な関与のもと」とあるが、規制よりも企業との協力のもとに情報収集するのが望ましい。情報が提供されなければ安全サイドで評価（リスクが高いと判断）するというふうにすれば、協力のインセンティブは働くだろう。
- 二次リスク評価以降に有害性調査を指示するとあるが、協力しない事業者に対しては、もっと早い段階で法的拘束力を持った指示を出す制度も考えるべき。
- ハザード情報の取得について、事業者の協力だけでなく、最終的には指示を行えるようにすべき。
- リスクベースに移行する時に情報不足が問題となる。優先評価化学物質になれば、ハザード情報について自動的に情報が取れるような仕組みが必要。排出係数やばく露情報についても事業者に対し収集するよう指示ができるような形があるとよい。
- 有害性情報報告の制度はこの制度ができる前にわかっていた情報について報告義務はない。既存の知識も出してもらえるように拡充できないか。
- 優先評価化学物質という名称は、何の優先なのかよくわからない。R E A C H では高懸念物質と言う名称がある。日本でも、短い日本語で市民にも問題ある物質とわかるような名称にすべき。
- このスキームに対して、事業者の方にも入っていただき、具体的な評価方法を検討するような第2のWGが必要ではないか。
- 化管法と化審法の関係について、それぞれ提出されている事業者のデータを組み合わせて評価することは出来るが、両法では化学物質の定義も違っており、対象物質の整合は実務的に難しい。
- S I D S の必須項目を長期毒性の予測に使うのは難しい。そのデータを判断する人材も不足している。

(4) リスクが高いと評価された化学物質に関するリスク低減措置

【合同WGにおける指摘事項】

- 高ハザードな化学物質に対しては厳格に規制することに賛成する。
- これまでの会合で議論されたエッセンシャルユースに対する考え方を明確に書くべき。P O P s 条約でのエッセンシャルユースの考え方を踏まえたもの

にするということか。

- リスクが高い物質だけでなく、リスク管理ができるかという観点が重要。測定ができずリスク管理が出来ない場合もある。エッセンシャルユースとして規制から外れる物質を認める場合でもリスク管理が出来ることが条件。

(5) リスクに関する情報の公開と継続的な評価・管理の実施

【合同WGにおける指摘事項】

- 化学物質は単体ではなく、混合物で納入されることがある。化学物質を使う立場として、リスク管理をわかりやすく行うためには、上流から来るMSDS情報のレベルアップが必要。国際的にも遜色のないレベルにしてもらいたい。
- MSDSは、混合物での在り姿での有害性等を示すのが基本。日本で流通しているものは、法規制物質の含有情報まで示しており、化審法を含む各法令に対応しており、他国より進んだものになっている。また、現在二監三監を表示しているのと同様の形で、優先評価化学物質の含有率を表示することについても対応可能である。
- REACHでは成形品まで情報伝達を広げているが、日本でも情報伝達の範囲をどこまで広げるかが課題。
- MSDSは化学品についてのものだが、成形品についてはJAMPで動いている。今はREACH対応だが、日本でも必要であればAISの拡張で対応すべき。MSDSの様式で対応するのは現実的ではない。
- 成形品の情報を使ったり流したりすることはいいと思うが、それを化審法で担保すべきかどうかは疑問。
- 埋め立て処分地から、プラスチックの可塑剤が流出するなど、成形品が環境中に出る時に、化学物質を放出している例はたくさんある。この枠組みの中でやるかは別として、消費者が含有化学物質を見て、商品を選べる仕組みが必要。
- 「有害性が一定以上ある」という表現だと化審法との関係がはっきりせず、事業者ごとの判断となるため不整合が生じるおそれがある。優先評価化学物質についてはMSDSに記載するなど具体的に書くべき。
- 市民が使っているものに何が入っているかわかるような仕組みを作るべき。そのためには、MSDSそのものではなく、市民にとってわかりやすく簡素化したものが必須。また、GHS制度についてもきちんと取り組んで欲しい。
- 事業者の中にもMSDSはわかりにくいという声もある。GHSも事業者の途中まで切れており、消費者製品の表示にまで届いていない等課題が多い。

(その他)

- 化学物質と共に存していかなければいけない。優先評価化学物質と聞いて、ブラックリストのような危険なイメージを与えないような教育が必要。
- 國際的に整合を取ることは統一を図ることとは違う。目指すべき方向性が合っていればよく、それを達成するための手法（例えば、リスク管理のための手法）は国により異なってもよい。

- 化審法の限界を認識しつつ、化学物質の総合管理の在り方のような議論は行わないのか。
- いくつも法があって抜け落ちや整合性が足りない部分があるが、基本法をただ作れば改善されるわけではない。個別法では化学物質のベネフィットを認めつつ、有害性も含め評価している。現行の制度で何が欠けているのかを精査した上で基本法の議論をすればよい。
- まずは現在の化審法のどこが問題なのかをレビューすることが大切。
- 基本法を作つて個別法の穴を埋め、各法の整合性を取ることはしたほうがいい。REACHでノーデータ、ノーマーケットと言っているが、今回の改正により、それに近づく方向にあるので評価したい。
- 共通にできる部分は基本法で、できない部分は個別法でという仕切りにすべき。アスペクトは化審法対象外であるし、ナノ粒子は化審法対象となるかどうか分からぬ。こういった物質について何らかの対策が必要。
- ナノ粒子については、まず、何が問題なのかの本質を見極めるべき。化審法で今どうすればいいかを判断するだけの情報がまだ集まっていないのが現状である。
- ナノ粒子の何が問題かについてはまだよくわかっていない。今の段階では作業環境で一定の注意が必要と言う程度で法律を作るほどではないのではないか。各方面で研究が進められているので、協力して例えば作業現場のNOAELを出すなどの作業をしていくべき。
- ナノ化粧品なども市場に出回っているが、安全なのかという疑問に対してメーカーは自社の試験結果や安全と判断した理由を示していくべき。
- 食品添加物について、国際的には安全評価済みのものでもナノ物質には適用できないという話も出てきているので参考にすべき。